



発行 新潟県

第19号

平成30年3月9日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 2 新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則(畜産課)

告 示

- 214 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 215 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 216 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉保健課)
- 217 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 218 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 219 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 220 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 221 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 222 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 223 計量法による指定定期検査機関の指定の更新(産業政策課)
- 224 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)
- 225 家畜検査の実施(畜産課)
- 226 保安林の指定解除予定(治山課)
- 227 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 228 公共測量の終了通知(監理課)
- 229 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 230 河川区域の変更(河川管理課)
- 231 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 232 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 233 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

- 1 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

公安委員会規則

- 3 組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則(警務課)
- 4 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

規 則

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第2号

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県妙法育成牧場条例施行規則（平成5年新潟県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（預託の承認申請）</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定による承認（以下「預託の承認」という。）を受けようとする者は、預託しようとする日の2週間前までに、別記様式による預託承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）<u>第140条</u>に規定する家畜共済の共済関係が成立していることを証する書類</p> <p><u>(2) 前号</u>に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>	<p>（預託の承認申請）</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定による承認（以下「預託の承認」という。）を受けようとする者は、預託しようとする日の2週間前までに、別記様式による預託承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）<u>第111条</u>に規定する家畜共済の共済関係が成立していることを証する書類</p> <p><u>(2) ブルセラ病及び結核病にかかっていないことを証する書類</u></p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正は、平成30年4月1日から施行する。



◎新潟県告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション デューン阿賀野	新潟県阿賀野市岡山 町2番33号	株式会社N・フィールド	平成30年3月1日

◎新潟県告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアプランセンター樹楽	新潟県上越市頸城区上増田 字東野122番地1	ビー・エフ・クリエイト合 同会社	平成30年3月1日

◎新潟県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホーム燕愛宕の園	新潟県燕市東太田1066-5	社会福祉法人愛宕福祉会	平成30年3月1日

◎新潟県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
寺泊老人ホーム訪問介護事業所	新潟県長岡市寺泊金山432番地	寺泊老人ホーム組合	訪問介護 介護予防訪問介護	平成30年1月12日	平成30年2月28日
中越介護支援センター株式会社	新潟県長岡市三ツ郷屋2丁目1番11号	中越介護支援センター株式会社	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成30年1月23日	平成30年2月28日
寺泊老人ホーム組合	新潟県長岡市寺泊金山432番地	寺泊老人ホーム組合	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成30年1月12日	平成30年2月28日

◎新潟県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援事業所まこトレ	新潟県南魚沼市姥島新田625番地	株式会社結生	平成30年2月2日	平成30年1月31日

◎新潟県告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション デューン 阿賀野	阿賀野市岡山町2-33	精神通院医療	平成30年3月1日

◎新潟県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
北五泉クリニック	五泉市三本木3042-2	精神通院医療	平成30年3月1日
かおる心療内科	三条市新光町1番29号	精神通院医療	平成30年3月1日

◎新潟県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
新発田市国保紫雲寺診療所	新発田市真野原外3331番地 4	精神通院医療	平成30年3月1日

◎新潟県告示第222号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
小林 大悟	眼科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	H30.3.1	第15条第1項の 医師に指定した
小山 新弥	脳神経外科	齋藤記念病院	南魚沼市欠之上478 -2	〃	〃
坂口 裕太	循環器内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1- 2-8	〃	〃
里見 定信	泌尿器科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
関 恵莉	耳鼻咽喉科	町立津南病院	中魚沼郡津南町大 字下船渡丁2682	〃	〃
高橋 龍一	内科	浦川原診療所	上越市浦川原区有 島75	〃	〃
外山 美央	内科	柏崎総合医療センタ ー	柏崎市北半田2- 11-3	〃	〃

◎新潟県告示第223号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2第1項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名称及び所在地
一般社団法人 新潟県計量協会
三条市興野1丁目13番45号
- 2 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 指定区域
計量法の規定に基づく特定市町村を除く新潟県全域
- 4 指定更新年月日
平成30年2月15日

◎新潟県告示第224号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	3者	下関1489番1ほか23筆 2.6ha
新発田市	16者	宮古木穴清水1204番ほか339筆 29.2ha
胎内市	8者	乙前野地2742番ほか32筆 10.9ha
聖籠町	11者	次第浜宮前1330番ほか55筆 4.1ha
新潟市	71者	北区太田椋丙602番ほか916筆 99.4ha
阿賀町	1者	鹿瀬寺ノ原3431番ほか19筆 1.9ha
三条市	18者	大宮新田出来潟593番ほか138筆 21.8ha
燕市	4者	高木5058番ほか7筆 1.7ha
田上町	4者	田上130番1ほか37筆 6.7ha
弥彦村	5者	弥彦島崎1860番ほか31筆 2.1ha
長岡市	38者	高島町下島1658番1ほか503筆 48.1ha
見附市	13者	今町越後塚2240番1ほか124筆 18.4ha
小千谷市	2者	真人町時之島丁124番ほか4筆 1.1ha
魚沼市	4者	並柳1381番ほか65筆 5.4ha
十日町市	8者	松之山格子原1497番2ほか79筆 8.2ha
津南町	1者	下船渡丁1179番ほか31筆 2.8ha
上越市	4者	清里区上田島向田4番1ほか111筆 15.9ha
妙高市	4者	十日市古町216番ほか256筆 47.0ha
糸魚川市	4者	道明川端600番1ほか15筆 1.9ha
佐渡市	14者	下久知野崎2562番ほか102筆 14.4ha
合計	233者	2,907筆 343.6ha

- 2 申請年月日
平成30年2月28日
- 3 縦覧の場所
新潟県農林水産部地域農政推進課
新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第225号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) スクリーニング法
- (3) リアルタイムPCR法

1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧牛
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 血液検査

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満48日以上で死亡した牛の死体
 - 4 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
エライザ法
-

- 1 実施の目的
豚コレラの発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
-

- 1 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) ラテックス凝集反応法
-

- 1 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏場で飼養されている9週齢以上の鶏のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める鶏
 - 4 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 急速凝集反応法
-

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
-

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群

4 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
- (2) 脱脂乳による試験
- (3) 細菌学的検査

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成30年6月1日から平成30年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 中和試験

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) エライザ法
- (3) 寒天ゲル内沈降反応法
- (4) ウイルス分離検査

◎新潟県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県妙高市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第227号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
赤沢	農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」)事業	上越市	平成29年12月22日

◎新潟県告示第228号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局国営越後丘陵公園事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成29年11月13日から平成30年2月16日まで
- 3 作業地域 長岡市宮本東方町地区

◎新潟県告示第229号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 処分をした年月日 平成30年2月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟通建
阿部 猛
- 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市保田3007番地1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第13133号
- 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年2月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年2月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社結興業
石倉 雅実
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区結3番地1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第1398号
- 5 処分の内容 建築工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年2月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年2月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
堤建築
堤 件一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区味方368番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第15788号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年1月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年2月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社齋藤建塗工業
齋藤 雅則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区酒屋町399-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第23963号
 - 5 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年2月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
千代田化成株式会社
佐藤 襄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区学校町通3番町5932番地18
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23842号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年2月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ユアーズホーム
林 久
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市川崎町2228-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40002号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年2月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成30年1月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社角屋建材
佐藤 弉巳
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市小平尾70-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第27574号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年1月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小山工務店
小山 一弘
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市北園町20-65
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第19494号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年1月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年1月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高通
阿部 徳一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字寺町652
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第19997号
 - 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年2月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山本製材所
山本 清一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字本新保238番地2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第20184号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成30年2月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年1月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
信愛産業株式会社
田邊 義人
- 3 主たる営業所の所在地
上越市大字黒井575番地1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第10069号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年2月2日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
古川住設
古川 栄一
- 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字関山1178-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41397号
- 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第230号

河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第3号の規定による河川区域の指定(昭和50年新潟県告示第370号)を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 水系名 一級河川信濃川水系
- 2 河川名 笠堀川(ダム)
- 3 指定区間 笠堀ダム貯水池全面
- 4 指定区域
関係図面のとおり(笠堀ダム区域図第1号図及び第2号図に変更)
- 5 変更年月日 平成30年3月9日

◎新潟県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成19年8月7日新潟県告示第1605号)を次のとおり解除する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真萩平地区	上越市安塚区真萩平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落田地区	上越市牧区落田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真萩平地区	上越市安塚区真萩平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落田地区	上越市牧区落田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五智地区	上越市五智6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真萩平地区	上越市安塚区真萩平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落田地区	上越市牧区落田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五智地区	上越市五智6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、新潟県医療労働組合連合会執行委員長塩谷義夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

待遇改善、人員要求、医療提供体制に関する要求、その他の要求

2 期 間

平成30年3月15日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟市秋葉区東金沢1459-1

新潟勤労者医療協会 下越病院

新潟市中央区入船町3-3629-1

新潟勤労者医療協会 舟江診療所

新潟市中央区入船町3-3629-1

新潟勤労者医療協会 介護老人保健施設 入舟

新潟市中央区沼垂東6-4-12

新潟勤労者医療協会 沼垂診療所

新潟市東区空港西1-15-17

新潟勤労者医療協会 ときわ診療所

新潟市西区寺尾東3-8-35

新潟勤労者医療協会 坂井輪診療所

新潟市秋葉区田家2-1-30

新潟勤労者医療協会 かえつクリニック

新潟市秋葉区荻野町3-8

新潟勤労者医療協会 介護老人保健施設 おぎの里

新潟市秋葉区東金沢1681-1

新潟メディカルプラン みのり薬局

新潟市秋葉区東金沢1459-5

かえつ福祉会 特別養護老人ホーム あがうら

長岡市前田1-6-7

ながおか医療生活協同組合 ながおか生協診療所

長岡市西新町2-3-22

ながおか医療生活協同組合 生協かんだ診療所

長岡市花園南部土地区画整理事業地28街区1

虹のまち福祉会 特別養護老人ホーム はるか

新潟市南区上下諏訪木770-1

白根保健生活協同組合 新潟白根総合病院

新潟市南区助次右エ門組5

白根保健生活協同組合 介護老人保健施設 みずき苑

新潟市東区竹尾4-13-3

新潟医療生活協同組合 木戸病院

新潟市東区上木戸5-2-1

新潟医療生活協同組合 木戸クリニック

新潟市東区上木戸5-2-1

新潟医療生活協同組合 なじよも

新潟市東区上木戸2-1-35

新潟医療生活協同組合 介護老人保健施設 ほほえみの里きど

新潟市東区東中野山6-17-5

新潟医療生活協同組合 石山診療所

4 概 要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年3月9日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	ロータリ除雪車（2.2m級）	1台
イ	ロータリ除雪車（2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付）	1台
ウ	ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、後輪ダブルタイヤ付）	1台
エ	ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付）	3台
オ	除雪グレーダ（4.0m級、シャッターブレード付）	3台
カ	除雪ドーザ（8t級、反転エッジ付）	2台
キ	除雪ドーザ（11t級、反転エッジ、両サイドシャッター付）	1台
ク	除雪ドーザ（11t級、反転エッジ付）	1台
ケ	除雪ドーザ（14t級、マルチプラウ、反転エッジ付）	1台
コ	除雪ドーザ（18t級、反転エッジ付）	4台
サ	小形除雪車（1.3m級、草刈装置用着脱装置付）	1台
シ	凍結防止剤散布車（3t級、4×4）	5台
ス	凍結防止剤散布車（湿式3t級、4×4）	1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年10月31日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記1(1)ア～サについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)シ及びスについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）を除いた金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。）に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の108分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅

速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成30年4月19日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成30年4月20日(金) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を平成30年3月30日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成30年4月10日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の成立要件

上記1(1)エ、オ、コ及びシの契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年新潟県条例第5号)第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があつたときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(11) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(12) 調達手続の停止

平成30年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合及び国の平成30年度一般会計予算が議決されなかった場合、本調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

(13) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

- ① Rotary snow blower (Clearing width: 2.2-meter class) [1] unit
- ② Rotary snow blower with swing blade and rear double tires (Clearing width: 2.2-meter class) [1] unit
- ③ Rotary snow blower with rear double tires (Clearing width: 2.6-meter class; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit
- ④ Rotary snow blower with swing blade and rear double tires (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [3] units
- ⑤ Snow grader with shutter blade (Blade length: 4.0-meter class) [3] units
- ⑥ Snow dozer with reversible edge (Tire type: 8-ton class) [2] units
- ⑦ Snow dozer with reversible edge and dual-side shutters (Tire type: 11-ton class) [1] unit
- ⑧ Snow dozer with reversible edge (Tire type: 11-ton class) [1] unit
- ⑨ Snow dozer with multi-purpose plow and reversible edge (Tire type: 14-ton class) [1] unit
- ⑩ Snow dozer with reversible edge (Tire type: 18-ton class) [4] units
- ⑪ Smaller model snow blower with removable part for attaching mowing device (Clearing width: 1.3-meter class) [1] unit
- ⑫ Truck for spreading anti-icing material (Four-wheel drive, maximum carrying capacity: 3-ton class) [5] units
- ⑬ Truck for spreading anti-icing material (Four-wheel drive, Wetting system ; maximum carrying capacity: 3-ton class) [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00 P.M. April 10, 2018

(3) Date of bid opening:

10 : 00 A.M. April 20, 2018

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月9日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

A重油1種1号 単価契約 年間約420,000リットル

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及びA重油購入仕様書による。
- (3) 納入期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院（地下貯蔵タンク）
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線114

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成30年3月23日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日（月）午前10時00分
新潟県立十日町病院 3階 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成30年3月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,740

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

342,120

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,140
新潟市東区	38,823
新潟市中央区	49,928
新潟市江南区	19,308
新潟市秋葉区	21,789
新潟市南区	12,882
新潟市西区	44,110
新潟市西蒲区	16,628
長岡市三島郡	78,012
上越市	54,712
三条市	28,134
柏崎市刈羽郡	25,597
新発田市北蒲原郡	31,864
小千谷市	10,287
加茂市南蒲原郡	11,543
十日町市中魚沼郡	18,348
見附市	11,600
村上市岩船郡	19,562
燕市西蒲原郡	25,102
糸魚川市	12,568
妙高市	9,449
五泉市東蒲原郡	18,149
阿賀野市	12,296
佐渡市	16,370

魚沼市	10,579
南魚沼市南魚沼郡	18,357
胎内市	8,526

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第3号

組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(監察官室)</p> <p>第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 警察証明事務に関すること。</u></p> <p>(子供女性安全対策課)</p> <p>第12条の2 子供女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 新潟県迷惑行為等防止条例第2条及び第6条に規定する犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(生活保安課)</p> <p>第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 軽犯罪法(昭和23年法律第39号)に規定する犯罪の<u>捜査</u>に関すること。</p> <p><u>(15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること(子供女性安全対策課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(16) 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例に規定する犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>別表第1 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">課 名</td> <td style="width: 33%;">名 称</td> <td style="width: 33%;">分 掌 事 務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			<p>(監察官室)</p> <p>第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(子供女性安全対策課)</p> <p>第12条の2 子供女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(生活保安課)</p> <p>第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 軽犯罪法(昭和23年法律第39号)に規定する犯罪の<u>取締り</u>に関すること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>別表第1 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">課 名</td> <td style="width: 33%;">名 称</td> <td style="width: 33%;">分 掌 事 務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)		
課 名	名 称	分 掌 事 務											
(略)													
課 名	名 称	分 掌 事 務											
(略)													

警務課	(略)	
	犯罪被害者 支援室	(略)
	佐渡警察署 (仮称)準備室	佐渡警察署(仮称) 新設準備に関する事務
(略)		
生活安全企画課	(略)	
子供女性安全対策課	子供女性安全緊急対処センター	人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案の即応に関する事務
(略)		

別表第2(第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	長岡支所	(略)
	上越支所	上越市
(略)		

別表第3(第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)
	佐渡警察署(仮称)準備室長	佐渡警察署(仮称)準備室に関する事務
(略)		
子供女性安全対策課	子供女性安全対策官	(略)
	子供女性安全緊急対処センター長	子供女性安全緊急対処センターに関する事務
(略)		
運転免許センター	免許企画官	第31条第1号から第4号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		

別表第4(第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
(略)		
新潟東	(略)	

警務課	(略)	
	犯罪被害者 支援室	(略)
(略)		
生活安全企画課	(略)	
(略)		

別表第2(第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	長岡支所	(略)
	(略)	
(略)		

別表第3(第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)
(略)		
子供女性安全対策課	子供女性安全対策官	(略)
(略)		
運転免許センター	試験管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許試験に関する事務及び同条第3号に掲げる事務
	(略)	
(略)		

別表第4(第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
(略)		
新潟東	(略)	

新発田 燕		燕	
新潟中央 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東	(略)	新潟中央 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東	(略)
村上 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川		新発田 村上 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	74	129	777	220	1,200	443	1,643
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	58	154	1,650	977	2,839	141	2,980
初任科生				132	132		132
合計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
道路名	区間	道路名	区間
(略)		(略)	
一般国道 117号	小千谷市大字山本465番から小千谷市大字三仏生3584番2まで	一般国道 117号	小千谷市千谷川4丁目西832番2から小千谷市大字三仏生3584番2まで
一般国道	小千谷市大字山本465番から小千谷市大字桜町2325番まで	一般国道	小千谷市大字山本465番から小千谷市大字桜町2325番まで
(略)		(略)	
主要地方道 新潟中央環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市秋葉区覚路津字味噌通698番1まで	主要地方道 新潟中央環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中字宮下497番39まで
(略)		(略)	
一般県道南 長岡停車場線	(略)	一般県道南 長岡停車場線	(略)
一般県道白 根亀田線	新潟市江南区割野字十石4508番1から新潟市江南区早通4丁目1851番4まで	一般県道白 根亀田線	(略)
(略)		(略)	
一般県道沢 海酒屋線	(略)	一般県道沢 海酒屋線	(略)
一般県道沢 海酒屋線	新潟市江南区割野字沼1524番1から新潟市江南区割野字要作3323番2まで	一般県道沢 海酒屋線	(略)
(略)		(略)	
市道嵐南 293号線	(略)	市道嵐南 293号線	(略)
市道城川8 号線	(略)	市道城川8 号線	小千谷市大字桜町字伊米ヶ崎2388番4から小千谷市平沢2丁目384番7まで
市道西小千 谷環状線	(略)	市道西小千 谷環状線	小千谷市平沢2丁目384番7から小千谷市千谷川4丁目丙836番1まで
(略)		(略)	
市道北上第 6号覚路津	新潟市秋葉区覚路津字味噌通698番1から新潟市秋葉区北上字長沼	市道北上第 6号覚路津	新潟市秋葉区北上字長沼873番から新潟市秋葉区北上字長沼2029番

線	2029番まで	線	まで
市道新津1 -380号線	新潟市秋葉区北上字長沼2029番か ら新潟市秋葉区川口字乙580番17 まで	市道新津1 -380号線	新潟市秋葉区北上字長沼2029番か ら新潟市秋葉区川口字乙656番1 まで
市道新津1 -401号線	新潟市秋葉区川口字乙578番10か ら新潟市秋葉区川口字乙580番17 まで		
(略)		(略)	
市道亀田1 -539号線	(略)	市道亀田1 -539号線	(略)
市道南9- 20号線	新潟市江南区割野字岡崎3778番1 から新潟市江南区割野字要作3324 番2まで		
(略)		(略)	
市道原11号 線	(略)	町道原11号 線	(略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。